申込要領(1期区画)

佐世保市大潟町にある水産加工団地(1期区画)の土地売却(又は賃貸借)に関する申込要領になります。資料提出の手順は下記のとおりです。

<u>**各資料は必ず原本をご提出ください。**</u>(提出にあたり、他の方の申込み有無について確認を取りたい方は、連絡を頂ければ状況をお伝えすることは可能です。)

土地の購入、利用条件等のご質問について、その内容によっては回答に時間を要する場合がございます。(申込順に影響します) そのことをご了承の上、ご質問ください。

(※重要事項の場合は、双方の齟齬を防ぐため書面でのお問い合わせをお願いする場合があります。ご了承ください。)

【流れ】

- (1) 先着順(受付日単位とし、様式①(又は①-1)~③の資料を郵送(書留))
- ・市有財産払下申請書(購入希望時:様式①)
- ・市有財産賃貸借申請書(賃貸借希望時:様式①-1)
- ※様式①、①-1 共に項目 1.2 のみを記載で可。項目 3 の添付資料は審査時提出)
- ・誓約書(様式②)
- 事業計画書(簡易版)(様式③)

※書式は次ページ以降を使用



- (2) 資料審査 (上記(1)の資料確認及び追加資料を審査します。)
 - ※同日に複数申込みの場合は、業種や購入代金により審査する者を決定します。

(様式① (又は①-1) 項目3の添付資料及び本市が指示する資料を1ヶ月以内に提出) 土地の利用に関し、再度、詳細な確認が必要であれば、この期間で確認して下さい。



- (3)審査完了(資料提出後の審査期間は1~2ヶ月を目安。審査結果は対象者へ連絡)
 - ○購入(賃貸借)可の場合 → 売却(賃貸借)契約手続きへ。
 - ○購入(賃貸借)不可の場合→ 次の審査対象者の審査へ。



- (4)審査完了後
 - 1) 1者審査通過の場合は売却(賃貸借)契約手続きへ移行。(見積書提出必要)
 - 2) 同日受付、同一区画、業種、購入代金も全て同じ者が複数名審査を通過した場合については、抽選で決定します。(抽選日は後日設定)



- (5) 契約後
 - 1) 土地代金及び上水道加入金、下水道負担金を期日までに支払い。(購入・賃貸借)
 - 2) 支払い完了後、移転登記手続き(手続き等の費用は購入者負担)(※購入時のみ)

市有財産払下申請書

令和 年 月 日

佐世保市長 様

申請者 所在地 商号又は名称 代表者名 印

下記物件を払下げ願いたいので申請します。

記

1 物件の表示、価格

所在地

区画 No

面積

 m^2

購入代金

円(審査完了後、「見積書」提出のこと)

- 2 申請理由(水産加工団地で操業する業種及び操業の目的)
- 3 添付資料
 - (1)誓約書兼同意書(「暴排事務要領 様式第1号「誓約書兼同意書(法人用)」) 並びにマイナンバーカードまたは住民票の写し

※誓約書兼同意書、マイナンバーカードまたは住民票の写しを1名1セットとして、 代表者、取締役、監査役を含む役員全員分を提出いたします。

- (2)事業計画書 (「様式③事業計画書 (簡易版)」以外の詳細計画図面等を提出いたします。)
- (3)企業概要・沿革・定款
- (4)決算書(直近3年分)
- (5)商業登記簿謄本 (原本、且つ、3ヶ月以内のものに限る)
- (6)印鑑証明書 (原本、且つ、3ヶ月以内のものに限る)
- (7)滞納のない証明書(原本、且つ、3ヶ月以内のものに限る)
 - ※1 佐世保市及び佐世保市内に支店がある事業所は佐世保市税等の滞納のない証明書
 - ※2 市外事業者は本店の法人税等を滞納していない証明書
 - ※3 その他、国税の納税証明書(税務署発行)
- (8)その他(※市長が必要と判断した資料があれば速やかに提出します)

様式①-1

市有財産賃貸借申請書

令和 年 月 日

佐世保市長 様

申請者 所在地 商号又は名称 代表者名 印

下記物件の賃貸借契約を締結したいため申請します。

記

1 物件の表示、価格

所在地

区画 No

面積

m²

※賃借料は佐世保市公有財産使用料条例による算出した金額とする。

- 2 申請理由(水産加工団地で操業する業種及び操業の目的)
- 3 添付資料
 - (1)誓約書兼同意書(「暴排事務要領 様式第1号「誓約書兼同意書(法人用)」) 並びにマイナンバーカードまたは住民票の写し

※誓約書兼同意書、マイナンバーカードまたは住民票の写しを1名1セットとして、 代表者、取締役、監査役を含む役員全員分を提出いたします。

- (2)事業計画書(「様式③事業計画書(簡易版)」以外の詳細計画図面等を提出いたします。)
- (3)企業概要・沿革・定款
- (4)決算書(直近3年分)
- (5)商業登記簿謄本 (原本、且つ、3ヶ月以内のものに限る)
- (6)印鑑証明書 (原本、且つ、3ヶ月以内のものに限る)
- (7)滞納のない証明書(原本、且つ、3ヶ月以内のものに限る)
 - ※1 佐世保市及び佐世保市内に支店がある事業所は佐世保市税等の滞納のない証明書
 - ※2 市外事業者は本店の法人税等を滞納していない証明書
 - ※3 その他、国税の納税証明書(税務署発行)
- (8)その他(※市長が必要と判断した資料があれば速やかに提出します)

誓 約 書

佐世保市長

様

記

水産加工団地の土地購入(又は賃貸借)及び土地の利用に際し、下記①~④の事項及びその他、法令、佐世保市の条例等に従うことを誓約します。

記

- ①公告、申込要領、物件調書、その他の資料に記載の内容を遵守するものとします。
- ②各提出書類すべての記載事項について、事実と相違ありません。また、一部の資料について外部機関に提出、確認を行うことに異議はありません。
- ③事業計画書、暴力団関係等の確認結果、購入を認められなかった場合については、一切の異議を申し立てることはありません。
- ④記載内容について違反が判明した場合、契約の解除について異議を申し立てることはありません。また、他の購入(又は賃貸借)希望者に決定した場合についても、異議の申し立ては行いません。

令和 年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者名

印

事業計画書(簡易版)

令和 年 月 日

佐世保市長

様

所在地 商号又は名称 代表者名

印

水産加工団地で行う事業概要

(例:水産物の加工業であり、原料は○○で買付し、従業員は○人…など)

事業工程スケジュール

(例: R6 年度(土地購入) R○年度(造成・建設開始) R○年度(完成・操業) など)

施設の概要

(例: RC 造 2 階建の予定。事業排水については下水道への排出など)

その他

(佐世保市の水産市場で取引予定がある場合は、可能な範囲でご記載ください。)

- (1)「水産加工団地で行う事業概要」欄は、取得しようとする土地の利用用途を簡潔にまとめること。
- (2)「事業工程スケジュール」欄は、事業開始目標時期までの事業工程を簡潔にまとめること。
- (3)「施設の概要」欄は、配置する施設(予定)の概要を記載すること。